

群馬県就農支援資金償還補助対策実施要領

第1 趣旨

新規就農者の育成確保は、農業の振興を図るとともに、本県を緑の大地として、とりわけ農山村地域の安定的かつ永続的な発展を図るうえから極めて重要な課題である。

そこで、県は「青年等の就農促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法（平成7年法律第2号）第2条に定める「就農支援資金」のうち、「先進農家等における研修に要する資金」の円滑な償還を図るための事業を実施する市町村に対して、その経費の一部を補助するものとし、その実施に関しては群馬県就農支援資金償還補助金交付要綱に定めるもののほか、この要領に定めるところによる。

第2 事業の内容等

本事業は、円滑な償還を促進するため資金借受者に対して補助を行う市町村に対し、その補助に要する経費の一部を市町村に対し助成するものとする。

なお、事業対象者の要件及び実施基準等は次のとおりとする。

1 事業実施主体

市町村

2 対象となる資金

本事業の対象となる資金は、「青年等の就農促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法（平成7年法律第2号）第2条に定める「就農支援資金」のなかの「就農研修資金」のうち、先進農家等で行う国内、海外農業研修に対する資金とする。

3 補助対象とする者

就農（農家子弟の新規部門開始、非農業者の新規参入）するために、上記資金を借り入れた者で、次に掲げる全ての条件を満たす者とする。

- (1) 就農計画に基づき就農し、償還金の延滞が発生していない者。
- (2) 就農後5年以上農業に従事し、かつ将来とも営農が継続されると認められる者。

4 事業実施期間

事業開始年度は、就農後5年を経過後、最初の償還を行った年度とする。

また、事業実施期間は当該資金の償還終了までとする。

5 事業費

市町村が本事業において実施する償還金の事業費は次のとおりとする。

- (1) 農家子弟が新規部門を開始した場合にあっては、2に定める資金の4分の1に相当する額を事業費総額とし、事業実施期間の年数で除した額を単年度の事業費とする。
- (2) 非農業者が新規参入した場合にあっては、2に定める資金の2分の1に相当する

額を事業費総額とし、事業実施期間の年数で除した額を単年度の事業費とする。

第3 事業の実施

事業の実施手順については、次のとおりとする。

- 1 この事業を受けようとする資金借受者は、市町村長に別紙様式第1号の事業実施申出書を提出するものとする。ただし、この申出書には、就農計画、就農計画認定書、就農支援資金貸付申請書及び就農支援資金貸付決定通知書の写しを添付する。
- 2 市町村長は、事業実施申出書を審査し、適当と認めるときは、所轄の農業事務所と相談のうえ、速やかに別紙様式第2号の事業実施計画書を作成し、農業事務所を經由して知事に計画の承認を申請するものとする
- 3 知事は、申請のあった計画について、財団法人群馬県農業公社（以下「公社」という。）にその内容を通知するものとする。公社は、資金借受者の当該年度における償還を確認し、その旨を知事に通知するものとする。
- 4 知事は、資金借受者の当該年度の償還を確認し、かつ事業の内容を適当と認めるときは、市町村長に計画の承認を通知する。
- 5 市町村長は、知事から事業実施計画の承認があったときは、当該年度の事業を実施するものとする。

第4 補助金の交付

県は、この要領に基づいて実施する事業に対し、予算の範囲内においてその2分の1以内を補助するものとする。

第5 報告

市町村長は、別に定めるところにより、事業の実施状況を知事に報告するものとする。

第6 その他

この要領に定めるもののほか、この事業の実施に必要な事項は、別に定めるものとする。

附 則

この要領は、平成9年8月18日から適用する。

附 則

この要領は、平成16年4月1日から適用する。但し、平成16年4月1日以降の新たな資金借受者に対しての償還補助は行わないものとする。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から適用する。

(別紙様式第 1 号)

番 号
年 月 日

市町村長 あて

申請者氏名 印

平成 年 月 日に借り受けた就農支援資金の償還補助対策を受けたいので、群馬県就農支援資金償還補助対策実施要領第 3 の (1) の規定に基づき、就農計画、就農計画認定書、就農支援資金貸付申請書及び就農支援資金貸付決定通知書の写しを添付して申し出ます。

(別添)

就農計画の写し

就農計画認定書の写し

就農支援資金貸付申請書の写し

就農支援資金貸付決定通知書の写し

(別紙様式第2号)

番 号
年 月 日

群馬県知事 様

市町村長 印

平成 年 月 日に就農支援資金を借り受けた下記の者に対する償還補助対策を実施したいので、群馬県就農支援資金償還補助対策実施要領第3の(2)の規定に基づき、就農計画、就農計画認定書、就農支援資金貸付申請書及び就農支援資金貸付決定通知書の写しを添付して申請します。

記

- 1 氏 名
- 2 住 所
- 3 資 金 名
- 4 借受金額
- 5 現在の営農状況

(別添)

- 就農計画の写し
- 就農計画認定書の写し
- 就農支援資金貸付申請書の写し
- 就農支援資金貸付決定通知書の写し